

こんな制度をご存じですか？

身体障害者助成制度について

Vol. 4

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、手帳に記載されている等級などに応じて『有料道路身体障害者等割引』や『ETC[®]車載器購入助成』を受けることができます。

※ETCとは、有料道路の料金所に設置してある自動料金支払機

有料道路身体障害者等割引制度について

■対象者の範囲

- ①障害者ご本人が運転される場合
身体障害者手帳の交付を受けている方であればご本人でも対象となります。
- ②障害者本人以外の方が運転され、障害者ご本人が同乗される場合
身体障害者手帳(第一種)又は療育手帳(第一種)の交付を受けている方が対象となります。

■割引料金額

通常料金の半額となります(端数が生じる場合は10円単位又は50円単位で切り上げ)。

■必要なもの

- ①身体障害者手帳又は療育手帳
- ②自動車検査証
- ③運転免許証(障害者ご本人が運転される場合のみ)
- ④ETCカード(ETCをご利用される場合のみ)
- ⑤ETC車載器セットアップ申込書・証明書(ETCをご利用される場合のみ)

※注意事項

有料道路割引制度は、平成15年12月1日から制度が改正されており、料金所での通行方法が変更されています。制度改正以前に割引制度の申し込みをされた方は、現在お手持ちの「割引証」が6月1日以降ご利用できなくなりますので、改めて手続きが必要となります。手続きがお済みでない方は、お早めにお済ませください。

■申請先・お問合せ先

社会福祉課障害福祉係 ☎④ 2111 (内線 222)

ETC車載器購入助成制度について

■対象者の範囲

「有料道路身体障害者等割引制度」の適用を受けている方で、ETC車載器を購入されている方が対象となります。

■助成金額

お申し込みの先着順に15万人の方を対象に、ETC車載器購入代金の一部として、「財団法人道路サービス機構」より一人当たり1万円が助成されます。

■申込方法

市の窓口へ備え付けの「ETC車載器購入助成申込書」に必要事項を記入のうえ、「財団法人道路サービス機構 ETC車載器購入助成係」へ直接郵送していただきます。

■問合せ先

社会福祉課障害福祉係 ☎④ 2111 (内線 222)

■申込先

財団法人道路サービス機構 ETC車載器購入助成係 ☎ 03(5458)5569

